

監査報告書

平成30年6月19日

独立行政法人国立文化財機構
松村恵司様

独立行政法人国立文化財機構

監事 久留島 典子

監事 中元 文徳

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）の平成29事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施したので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

1 概要

各監事は、平成29年度監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構本部及び各施設等において業務、財産の状況及び関係書類等を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）

について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

2 詳細

(1) 実施した監査

定期監査（業務の監査・会計の監査）及び臨時監査

(2) 監査事項

① 業務の監査（年 1 回）

ア 関係諸法令及び規則等の実施状況並びに内規等の整備状況

イ 機構の業務運営状況

ウ 調査研究活動の実施状況

エ 組織の運営状況

オ 人事の管理状況

カ その他業務に関する重要な事項

② 会計の監査（年度決算時）

ア 決算（月次及び年次）の状況

イ 予算の執行及び資金の運用状況

ウ 収入及び支出の状況

エ 不動産の管理状況

オ 文化財及び物品の管理状況

カ 契約の状況

(3) 監査対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

(4) 監査日程

定期監査 平成 30 年 6 月 19 日

臨時監査 平成 30 年 2 月 15 日 本部事務局、東京国立博物館

平成 30 年 2 月 16 日 東京文化財研究所

II 監査結果

1 概要

機構の業務は適切に実施され、法令に違反する重大な事実は認められない。財務諸表等は適正に表示されていると認める。

- 2 是正又は改善を要する事項
特になし。
- 3 機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 4 内部統制システムの体制の整備及び運用についての意見
機構の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 5 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 6 事業報告書についての意見
事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。
各項目について（業務の監査）
 - (1) 関係諸法令及び規則等の実施状況並びに内規等の整備状況
関係諸法令及び規則等は適正に実施されている。また、組織の改編及び業務の変更等に対応して、規則及び内規等の整備も迅速かつ的確に行われていると認める。
 - (2) 機構の業務運営状況
機構の業務運営状況は良好であると認める。
 - (3) 調査研究活動の実施状況
調査研究活動は広範かつ活発に実施され良好であると認める。
 - (4) 組織の運営状況
機構全体においては役員会、運営委員会及び外部評価委員会を、また各施設においては評議員会をはじめ各種委員会を設けて、理事長をトップとする機構全体の運営体制を確立し、機構並びに各施設の業務を迅速かつ的確に推進していると認める。
 - (5) 人事の管理状況
人事管理は適正に行われているものと認める。
 - (6) その他業務に関する重要な事項
特になし。
- 7 財務諸表等についての意見
財務諸表は法令及び独立行政法人会計基準に従い適正に表示しているものと認める。
決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示しているものと認める。会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

各項目について（会計の監査）

（１）決算（月次及び年次）の状況

月次及び年次決算は適正に実施されたものと認める。

（２）予算の執行及び資金の運用の状況

予算の執行及び資金の運用については適正に実施されたものと認める。

（３）収入及び支出の状況

収入及び支出については適正に実行されたものと認める。

（４）不動産の管理状況

不動産の管理については良好に実施されたものと認める。

（５）文化財及び物品の管理状況

文化財及び物品の管理については適正に行われたものと認める。

（６）契約の状況

契約は定められた手続きに従って、適正に締結され、規定に従って契約監視委員会に諮られたものと認める。

８ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

本項目に該当する事例はない。

９ その他必要と認めた事項

特になし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において定められた監査事項については、機構において適切な対応が実施されているものと認める。